

会 議 録

1 会議名

第3回阿賀野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

2 開催日時

令和6年2月9日（金） 午後1時26分から午後3時16分まで

3 開催場所

阿賀野市役所 第2多目的ホール

4 出席者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：藤森勝也、植木政行、清野亜季、大湊薫、渋谷信和
- ・ 事務局：高齢福祉課 小見課長、陸課長補佐、山崎地域包括支援センター阿賀野センター長、橋本地域包括支援センター笹神センター長、神田介護保険係長、廣川高齢福祉係長、
日経マシナリー株式会社 熊倉ソーシャルビジネス事業部リーダー
（計画策定受託事業者）

5 議題（公開・非公開の別）

- (1) パブリックコメントの実施結果について（公開）
- (2) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（最終案）について（公開）
- (3) 第9期介護保険料の試算結果について（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数 0 人

8 発言の内容

1) 開会 — 事務局開会 —

2) 委員長あいさつ — 挨拶 —

3) 議題

(1) パブリックコメントの実施結果について

○委員長 それでは、まずパブリックコメントの実施結果について、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 私のほうから議題の（1）パブリックコメントの実施結果につきまして、ご説明申し上げます。

資料につきましては、事前に配布させていただいた、こちらの3枚綴りの資料と、12月28日にお渡ししたパブリックコメントの計画案を今

日お持ちでしたら、そちらのほう、もしなければ、先般お渡ししたものでページ等は変わってございませんので、そちらのほうを2つ、両方見ながら説明をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

今ほど委員長のほうからも説明がございましたけれども、この計画案のパブリックコメントにつきましては、12月28日から1月26日までの期間で実施されまして、お話があったとおり、お2人の方から4項目のご意見をいただきました。

提出していただきました意見につきましては、市役所内部で協議し、パブリックコメントの実施結果をこちらに取りまとめたところでございます。

本日、策定委員会の議題としてお諮りした上で、市のホームページに掲載したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、こちらのパブリックコメントの実施結果を1枚めくっていただきまして、裏面を見ていただけますでしょうか。

6 提出いただいた意見及び市の考え方、その下に表がございまして、番号、その次に1とございますが、この1番と、こちらの計画案の110ページを両方見ながら説明をさせていただきたいと思います。読むような形になりますが、ご説明させていただきます。

1 番のご意見につきましては、110 ページのウ 施設・居住系サービスの基盤の本文4行目「第9期計画では、介護保険施設をはじめ、施設・居住系のサービスについて、既存施設の整備状況や利用人数の見込みなどから、新たな施設整備を行いません」、こちらについてのご意見でございます。

内容としましては、介護老人保健施設「五頭の里」は、昭和63年10月に竣工し、令和6年で36年目を迎えます。施設並びに設備の老朽化・陳腐化による入所者の療養環境が著しく低下しています。加えて、令和元年6月に発生した山形県沖地震・令和6年1月に発生した能登半島地震により、建物外壁・内装に亀裂が生じる等の被害が発生しております。

修繕計画では、空調改修1億8,000万円、壁面改修350万円、特浴更新60万円、合計1億9,000万円であります。阿賀野市としては、被害箇所を修復せず、建て替えせず、廃止（時期未定）の方向と聞いております。令和2年度から、病院側では阿賀野市と協議を重ね、第9期では具体的方向性を示すよう求めてきました。

介護老人保健施設「五頭の里」の12月末現在の入所者は、50床中46名入所中であります。利用者には安心して安全な療養環境を提供しなければなりません。万が一当該施設が休止（廃止）となるような場合は、新たな施設（介護医療院等）も検討しなければならない場合もあるかもしれません。

令和6年4月には、新阿賀野市長が誕生します。新市長の介護保険事業に関する考え方もあり、断言的な文言はいかがなものか。

上記内容を鑑みれば、少なくとも4段目以降、「新たな整備は行いません」は削除すべきと思慮するとのご意見でございます。

市の考え方としましては、介護老人保健施設五頭の里については、市役所内部で今後の在り方を検討していますが、現時点で結論が出ていない状況です。

施設の老朽化、これについては理解しており、万一、老朽化や震災等により、介護老人保健施設五頭の里が休止（廃止）せざるを得ない状況が生じた場合でも、需要の見込みから、新たな施設整備は不要と考えています。

介護老人保健施設や介護医療院などの施設を整備する場合は、介護保険事業計画に具体的な整備計画を掲載するとともに、その整備に伴う給付費を見込んだ上で介護保険料に反映させる必要がございます。

現状では、計画（案）110 ページの表、こちらの表になりますけれども、第9期整備計画の欄に具体的な事業所数・定員数を計画することができず、これに対する給付費等も見込んでいないことから、ご指摘のありました文言の修正は行わず、計画内容の変更なしとしたところでございます。

次に、パブリックコメントの実施結果についての3ページをご覧ください。左端の番号の2番と計画案の71ページをご覧いただきたいと思っております。申し訳ございません。

こちらのご意見ですが、市で「将来・安心サポート」相談窓口を設置し、関連情報の一覧の配布や広報・回覧などで市民に繰り返し周知できるといいとのご意見でございます。

高齢でなくても、多くの人は将来に不安を持っています。必要時のイメージがつくだけでも市民の安心感につながり、かつスムーズなサポートにつながると思います。

「日常生活自立支援事業」や「高齢者へのエアコン設置の助成」等々、さまざまな利用があることを把握していなかったため、ご本人も私も早く分かっていたら苦労しなかったということがよくありましたということでございます。

これに対する市の考え方としましては、地域包括支援センターでは、総合相談支援事業として、高齢者の生活に関するさまざまな相談を受け止め、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスや関係機関・各種制度の利用につなげるなどの支援を行っております。

また、毎年度、高齢者福祉施策の一覧を掲載した「知って得する！やさしい福祉」というものを全戸配布しております。

この総合相談支援事業や高齢者福祉施策につきまして、広報紙や市ホームページ、チラシの配布など、さまざまな方法で周知・PRを行っておりますが、市民の皆さまに認識してもらえるように工夫しながら、継続して実施してまいりますとし、計画内容の変更はなしといたしました。

次に、同じページ、左端の3番と計画案の66ページをご覧いただきたいと思っております。

一人暮らしの方への安心サポートとして、一人住まいや高齢世帯の方は「何かあったらどうしよう」という不安があります。

私個人的に安否確認電話を定期的に入れていたこともありますが、個人では安否確認も限界があります。

安否確認の民間サービスは多数ありますが、それを知らない方も多く、行政に関わってもらえるといいと思います。

①「緊急通報装置の貸与」については、市民全体にもう少し周知できるといいのでは。②他自治体で実施しているように、希望者に安否確認ができるシステムがあるといいと思います。

例としましては、トイレなどに人感センサーを使う安否確認のシステムの導入。緊急通報先が近隣にない方にも対応できるシステムが必要とのご意見でございます。

これに対する市の考え方としましては、緊急通報装置については、高齢者やその家族等における夜間や緊急時の不安が解消され、在宅における日常生活の支援につながるよう実施しています。緊急通報装置設置世帯の希望者には、月1回の安否確認を行うサービスも実施していますが、計画案に記載していませんでしたので、計画案の66ページ、(3)緊急通報装置貸与事業の1行目、「緊急通報装置を貸与すること」を「緊急通報装置を貸与し、希望者に電話で月1回安否確認を行うこと」に変更します。

市が実施している以上の安否確認サービスが必要な場合は、前述の総合相談支援事業の中で支援してまいります。

緊急通報装置貸与事業は、保健師や介護サービスの給付計画を作成するケアマネジャーを通じて周知に努めていますが、広報紙や市ホームページ、チラシの配布などを行い、さらなる周知に努めてまいりますとし、計画内容の変更ありといたしました。

この変更内容につきましては、1枚紙でお配りした「パブリックコメントによる修正（下線部分）」としました、こちらで修正をさせていただいております。

また、後ほど説明させていただきます今日お配りしたA4横のもの一番上にも記載をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

次に、パブリックコメント実施結果について、4ページ目になります。左端の番号の4番と計画案44ページ、あと100ページをご覧ください。2つのページが関連してまいります。

本人が対応できなくなったときや死後の手続き等を、大変な状況になってからではなく、テーマごとに個別の対策が信用できる法人等に委託するなど、一定の年齢になったら行うよう推奨してはどうでしょう。

①断捨離。手伝ってもらえる業者さんなどの紹介、高齢者や引きこもりの方など、ごみ屋敷になっている人の相談。

②不動産や財産の相続・処分の事前対応（遺言や任意後見などで）。

死後の不動産処分、自分で相続手続きが分からない高齢者のフォローが必要。

③病院手術や住宅入居など、身元保証人・緊急連絡先がない方への代理を事前に手続き。

④近くに親族のない方には、死後事務契約の手続き（片付け・連絡・届け出等）。相談を受ける調べる中で、自治体によって上記内容をいろいろな形で進めていることを知りました。阿賀野市にも安心かつ分かりやすい形のサポートがあり、生涯を安心して暮らせるところと思えるといいなと思いました。

あちこちに相談や手続きに行くことは、高齢の方には不可能です。なるべく早い時期に1つの窓口で、分かりやすい文章で簡単に手続きできるといいです。繰り返し住所と印を書くのも負担です。

高齢の方だけでなく、上記は多くの方が漠然と不安を持っていることだと思います。ぜひ阿賀野市の方誰もが、若いうちからそういう不安なく住めるところになっていくといいなというご意見でございます。

これに対する市の考え方としまして、地域課題として「地域・親族とのつながりが希薄で身寄りのない人が増えている」を挙げております。身寄りがなくても安心して暮らすことができる（安心して最期を迎えることができる）阿賀野市を目指し、身寄りのない人の医療・介護・住まいに係る支援のガイドラインの作成や、自分の最期をどのように迎えたのかを考えるきっかけづくりとしてエンディングノートの普及啓発などに取り組んでまいります。身寄りがなくても安心して暮らすことができるように、医療・介護・住まいなどの関係機関との課題共有を行い、支援体制の構築に向けて努めてまいります。

また、計画案100ページに掲載をしていますが、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。今までのような分野別で縦割りの福祉制度では、受け止めきれないような地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが必須とされてございます。

本市では、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までの間に関係各課や関係機関との協議を開始し、重層的支援体制の整備に向けて検討を進めて参りますとし、計画内容の変更はございません。

以上で、議題1の説明について、終わらせていただきます。ご理解、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

はい。ありがとうございました。

4つの意見がありましたけれども、どの方もすごくよく見てくださっているのだなというのが、多分感じ取れたのではないかと思います。

ちょっと議論する前に、まず市のホームページからダウンロードしたり、市の施設で資料を配布したりとその数というのはどのぐらいに分かりますか。どのぐらいの人がダウンロードしたり、配布を受けたりしたか分かりますか。

○事務局

申し訳ありません。そこまでちょっと。

○委員長

後から調べると分かる？どのぐらいの市民の皆さんがこれをダウンロードしたかというのは分かる？

○事務局

分かるのかどうか、私の限りではお答えすることができないのですけ

れども。

○委員長 市の施設で配布した数は分からない？

○事務局 私どもの課で配布したのは1冊です。

○委員長 分かりました。

あと、パブリックコメントを出すに当たって、前回、12月21日の議事録の公開は。

○事務局 申し訳ありません。

○委員長 (公開は) しているのかな。

○事務局 しておりません。委員長のご指摘を受けまして、作成をしているのですが、来週中に皆さんのところに確認を入れさせていただき、その後、掲載をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長 パブリックコメントを求めるときに、委員会の議事録はいらない。一般的にはいらない。委員会がどういう話し合いをしているというのを同時に公開する必要はないということで、よろしいですか。

○事務局 パブリックコメント実施要綱の中には、そういった記載はございませんけれども。

○委員長 必要ないってことですね。分かりました。

○事務局 あれば一番いいかと思えますけれども。申し訳ございません。

○委員長 はい。市の考え方としては、それは不要ということで、よろしいですね。だってやらないで、それを記載しないで、公開してパブリックコメントを求めたわけだからね。不要ってことだね。

もし不要でなければ、それは不備ということになるので、やり直さなければいけないということになるのではないのでしょうか。

○事務局 実施要綱上では、必須という形にはなっておりません。

○委員長 だから、市の考えとしては、必要ないということだね。それは明確に議事録として残しておかなければいけないので、我々の委員会の努めとしてね。よろしいですか、それで。事実として、公開しなかったということなので。

○事務局 そうですね。

○委員長 今回のものについては、それを出すことができなかったということですよ、はい。

○事務局 はい。

○委員長 私、委員長としての考え。いや、この委員会の委員としての意見としては、やはりどういう内容で議論していて、そしてパブリックコメントを求めるとするのは、本来の筋じゃないかと思っております。

あと、ここに書かれた4件のパブリックコメントについては、計画案の中に記載が残ると考えてよろしいですか。

○事務局 こちらにも書いておりますけど、市の考え方の一番下のところに括弧書きで計画内容の変更なし・変更ありと記載してございます。

○委員長 ではない。このやり取りのこの部分、パブリックコメントの質問者がこういう質問をしていて、それに対してこう答えたというのを計画案の中に、後ろのほうに残すのかということなのだけれど。

- 事務局 今のところは考えてございません。
- 委員長 そうですか。この計画案の中に残さないというのが、阿賀野市の方針ということですか。パブリックコメントについて、どういう質問があつて、どういうお答えを市がしたというのを載せる場合もあるかと認識しているのですけれども。そこは必要ないということで、よろしいですか。あるいは必要ないのでしょうか。
- そのこのところの市の考え方を教えていただければと思います。
- 事務局 前回の計画を策定した際も載せてございません。計画を策定するに当たって、今後、県のほうの意見聴取がございませけれども、必須項目については載せなければいけないということで、県のほうで全てチェックをしておりますけれども、パブリックコメントの内容を載せるという項目がないのか、前回の計画にも載っておりませんので、必須ではないと考えてございます。
- 委員長 はい。分かりました。私は載せたほうがいいのではないかと一委員としては思うのですけれども。
- というのは、やっぱりこういう議論があつて、こうなったということ、そこの中に示しておくということは、後々重要なことではないかと考えます、個人的には。
- 委員の皆さんがどのように考えるのかということなのだと思いますけれども。
- 私、委員長ではなくて一委員としての発言として、ぜひ載せていただきたいなど。これも議事録に残るとしますので、ぜひお願いしたいなと思います。
- 事務局 日経マシナリーさんとも相談しながら、市の考えと共に、そのご意見につきましては、検討させていただきたいと思います。
- 委員長 どうですか。ほかのところでこのやり取りについては。
- 日経マシナリー
- 委員長のご意見とすれば、意味は分かりますね。実際は、ほかの市町村もそうですが、計画自体に残すというのは、ほとんどありません。私も経験がありませんし、今のところ、そういうのはないのですが。
- ただ、ご意見をいただいたものについては、もう一度ホームページで公開する予定でいます。その形を踏んでいるというイメージです。
- あとは、阿賀野市の場合、議事録は公開なので、その流れを見てもらえれば、ちょっと今回、前後があるわけですが、それを見てもらってという形になろうかと。
- 逆に、介護保険の場合は、保険料との絡みがあつて、議事録を公開してない市町村もあります。
- 委員長 はい。ありがとうございました。
- 前段として質問させていただきましたけど、委員の皆さんでこのコメントについて、ご意見やご質問ありましたら、事務局のほうにいただければと思うのですけれども。
- 実は、1番は、私共、病院とJA新潟厚生連が運営しておりますので、こちらのほうをコメントさせていただいたので。

私は一委員として質問事項がありますので。私のところをやっていると相当時間取ってしまうかもしれないので、どうぞ皆さん、ご意見がありましたら言っていただければと思います。その後、私は一委員として、1 番について、ここに書いたとおりなのですが、市のほうに質問したいことがいくつかありますので、そちらのほうをさせていただければと思います。時間取ると思います。申し訳ありません。

○副委員長

もし、よろしければ。

○委員長

いいですか、皆さん。

私の意見ですけれども、3 番ですね、コメントしてくださった方々が非常に一生懸命書いていただいて。あと、3 番のところについては、一部変更させていただくということ。

緊急通報装置を貸与し、希望者に電話で「月 1 回」安否確認を行うことにすると言っていたのですが、個人的な意見として、やはりこういうのは重要なので、このコメントしてくださった方も心配ということなので、「月 1 回以上」と「以上」を入れたほうがいいのではないかなと思うのですが、そこはいかがですか。

つまり「1 回」に限るのではなく、「1 回以上」、前向きな文章で残したほうがいいのではないかなということなのだけれども。

○事務局

緊急通報装置につきましては、現在、阿賀野市の場合、委託契約でセコムとアルソックに緊急通報装置の貸与を委託しております。

その中のサービスとして、月 1 回のお元気ですかコールという形で、安否確認をご希望される方につきまして、申請時に申し出ていただいて、月 1 回、警備会社から電話での安否確認をしている状況でございます。

○委員長

装置というのは、一人暮らしの人が家の中で動いている姿がモニターできるというものですか。

○事務局

人感センサーではなくて、電話回線を使って、ボタンを緊急時に押すものと、常に自分の首からぶら下げるペンダント式の 2 点の機械を貸与して、プラスアルファで火災報知器も一緒に設置している状況です。常にペンダント式の物を首からかけておいていただいて、握っていただくと、その緊急の通報が警備会社のセンターのほうに届く形になっております。

○委員長

はい、分かりました。

○G 委員

その他に、民生委員としては 1 か月に 1 回、最低でも安否確認を電話なり、訪問したりして行っているというのもあります。

中には、お茶飲んで行ってという感じで長く滞在し、いろいろお話をするとところもあれば、民生委員さんとの関わりで、玄関で終わりというものもあります。民生委員として、ある程度コミュニケーションを取りながら、地域の高齢者、一人暮らしの方と一生懸命やっていきたいというのが、市や民生委員の方向性なので。

○委員長

民生委員さんの方々からは一生懸命やっていただいて、本当にありがたいと思っております。

ということは、この文言というのは、セコムやアルソックに任せているので、この回数にせざるを得ないということなのですね。

高齢者のことを考えると、この文言だけで「月 1 回」というのが、何か安否確認にはあまりならないのではないかと思いますので、もっと努力義務で多く書いたほうがいいのかという意見なのですけれども。

アルソックやセコムに頼むことだけで対応するというのであれば、やむを得ないのかなと思いますので。

○事務局

1 回でつながらない場合は、何回かしてくださるので、1 回以上っていう書き方もやぶさかではないのかなと。

○事務局

ただ、ここの 66 ページに書いてあるのが、事業の説明になっているので、この事業のことが書かれているという形になります。

○委員長

緊急通報装置貸与事業というのは、セコムやアルソックに頼む事業ということなのですね。はい、分かりました。

そういうことは、これだけ読んでみると、どこかに書いてあるのかという、第三者の機関に頼んでやるということが書かれているわけではないですね。自分たちでやるわけではないですからね。そのところが明らかになったのかなと思います。

そうしましたら、我々が出した 1 番についてなのですけれども、市のお話の中のこの文言で、最初のところの市役所内部で今後の在り方を検討していますが、結論は出ていませんということなのですけれども、ここは、廃止の方向ということではないのでしょうか。

○事務局

今、内部で検討している内容につきましては、それこそパブリックコメントの文言のところで、委員長からいただいたところで、市の方針というのは、そういう方針とされてきたところだと思います。

老朽化が進んでいる中で、そこを何億もかけて整備をして、そして、また老健施設として続けていくのかどうか、廃止するのか、続けていくのかという議論のところ。

方向性としては、何億もかけて整備をして続けるというのは、なかなか厳しい話だろうと、ある程度廃止というところで、少し話の方はそちらの方に傾いているという状況ではあるのです。

ただ、それをいつ廃止するのか、そのようなところまでは、まだ定まっていないという状況であります。

というのは、入所されている方々もいらっしゃいますし、あと市民の方々、36 年という期間、そこを運営してきた市民に対する説明をどうするのか、いろんな課題がありますので、そこを整理しながら、時期は決めていくという形になろうかと思います。

○委員長

なので、こちらのほうは、もちろんパブリックコメントに対して、こう返事をしましたと、公開されることになるのですか。

○事務局

はい。

○委員長

そうですね。なので、私の一委員の意見としては、市役所内部の検討では「廃止の方向で検討しています」と書くべきではないかなと思うのです。

現市長はそう明言しています。「建て替えない、廃止です」と。

私の意見としては、市役所内部の検討では、「廃止の方向で検討しています」と記載すべきと認識しています。

○事務局
○委員長

このところについては、すぐ答えられないと思うので、2 番目。
次の需要の見込みから、「新たな施設整備は不要」と考えています。
この需要の見込みの具体的な数値について、ご教示ください。

需要の見込みですか。

そうですね、これは 3 か年計画なので、3 か年でどういうふう
に見込まれるかということなのですけど。それを、ここの中に書くべき
だと思うのだよね。何年、何年、何年はこういう需要だから、整備につ
いてはこうですと書いていただかないと、これだとファジーなので。分
からないということにならないかな。

特に、介護者の数だけでなく、認知症の数とか、一人暮らしの数がど
ういうふうに変化していくかっていうことを、ただ高齢者が増えていく
だけではなく、高齢者の単身世帯、そして認知症の人たちが増えていく
ということが、「今後、施設群が大切」ということにつながっていくの
で、そういった数値を具体的に書かないと、「不要」というふうに「断
定する」のはどうなのかな。

前から言っているように、このところの文章については、「整備を
行いません」と断定しているので、そこが良くないということなので。

要するに、新たな施設整備を行わない「予定です」とか、そういうふ
うに、あるいは、このところはなくても、あまりこの計画は大きな問
題ならないのではないのでしょうか。

市の考えはあると思いますが、市のほうで整備しないつもりであって
も、断定すると身動きが取れないではないですか。

だから、新たな整備を行わない「予定です」とか、ある程度柔軟性に
持っていったほうがいいのではないかと、一委員としては考えていま
すが、この返事の中でも、その具体的な数字をぜひ出していただきたい
のです。

あと、最後のほうの、もし新たな施設を整備するということで、ここ
に書かれているように介護医療院とした場合でも、五頭の里から介護医
療院に変えるということについては、介護費用については、ほとんど同
等なので。これはもう病院のほうでも試算していますから。やる規模に
ついては、市のほうに提案させていただいていますが、費用については、
ほとんど同等なのです。ですから、我々としては試算してありますとい
うつもりなのです。計画に大きな影響を与えないということだけは、一
応付け加えておきますけども。

とりあえず、最初にお話した 1 番目の「廃止の方向で検討しています」
のほうがいいのではないかとということと、具体的な需要の数を出してい
ただきたい。

それから、このところを削除しないにしても、市長も変わりますし、
方針が変わることもないとも言えないので。新たな整備は行わない「予
定です」と書いておけば、全くそんなに違和感なく、万が一整備しても、
これは予定だったとすることができるかと思うのです。それを断定して
いると、「絶対駄目」ということになりますので。

○事務局

「絶対駄目」という断定はしていますけれども、この断定が絶対に身

動きが取れないかどうかというところは。

例えば、計画期間中に何が起こるか分からないわけですよ。

○委員長

だから、「予定です」とすべき。

○事務局

ですので、そういったときに市としては、対応せざるを得ない形になるかと思います。

総量規制というものもありますので、計画に変更が生じた場合には、県と協議しながら、本当にそこが必要かどうかというところは、市のほうでも定めて、検討して、全く余地がないというわけではありませんので、この文言がすごく何か大きな影響を与えるとは思っていないのですけども。

実際のところ、今、委員長のほうがその需要というところで、例えば老健を 50 戸潰して介護医療院にする。ただ、老健というのは、在宅が基本の施設ですよ。

○委員長

在宅に戻すものだね。

○事務局

そうですね。在宅に戻すというのが、基本の施設ですよ。

でも、介護医療院はそうではないですよ。老健を潰したから介護医療院になるというのは話が別で、切り離して考えなければいけないことなのかと私共は考えています。

ですので、老健の老朽化は老朽化で、そこは廃止とする方向になるのかどうかというところは、まだ議論の途中なので。廃止とする方向で検討していますというところまでは、まだ議会のほうにもそのようなお話をしておりませんし、そういったことを明言することは、今のところはやできないと思っています。

廃止となった場合、次にどうするのかということについて、介護医療院は今、54 床ある中、大体 50 人弱ぐらいの市民の方が利用されていると思います。

老健だと市内に 146 床ベッドがあるのでですけども、実際のところ、阿賀野市民が 146 床中大体 70 人ぐらいの人たちが利用されています。市外にも老健が近くにありますので、3、40 人ぐらいは市外の老健施設を利用しているという実態があるのでですけども。

介護医療院につきましては、あがの市民病院の介護医療院を利用している方のほかに、市外で利用している人が給付実績を見ますと、大体 1 人か 2 人ぐらいなのですね。

そういったことを考えると、老健を潰して、例えば 40 床なり 50 床の介護医療院をつくるというところで、阿賀野市民の需要としては低いのかなと考えていますし、今後の需要の見込みの中でも、50 人ぐらいの需要となっていますけれども、この先の需要を見ても、10 人ぐらいしか増えない見込みの推計になっているので、市民のためにつくるという形にはならないのではないかと捉えています。

○委員長

必ず介護医療院に変えるというわけではなくて、そういう可能性も選択肢として残る可能性があるというだけ。だから、新たな整備は行わない「予定です」とすべきと主張しているだけなのだよ。だから、何に変えるのかということではありません。

ただ、どうなるのか分からないと言われたでしょ。本当に今、医療界は激変の時代なので、3年といえども、どうなるのか分からないので。

また、新しい市長さんがどういう考えを持たれている方も分かりませんからね。

だから、断定的な文章は止めて、「予定です」と入れるだけだけど、それを提案する、そういうふうにしたほうがいいのではないかということなのだよ。ここのところは「必要ない(=記載しなくてよい)のではないか」という意見と同じと考えていただければと思うのですけれどね。

あと、廃止というのは、新たに建築しないなら、いずれ廃止なのだ。だから「廃止の方向で検討しています」で何ら問題ないですよ、市民の皆さんには。だって、新しく建てないのだから。36年経って、修繕に多くの費用が掛かって、ここは現市長も「建て替えはしません」と言っているということは、廃止なのだから。それをいつ廃止かは分からないですよ。だけど、建て替えないなら廃止ですから。だから、「廃止の方向で検討しています」だから。検討しているだけなので、断定しているわけではないので、廃止しますではないですよ。市内部では「廃止の方向で検討しています」と書くだけだから、正しい書き方だと思うのだけれど。

○事務局

実際、建て替えまでして必要ないのではないか、けれども、そこに入っている人がいる以上はまだ続けるべきなのか、そういったところで右往左往している部分もあるので、そこを断定的に廃止の方向で検討していますとは、まだ言い切れていないというところが。

○委員長

いや、あがの市民病院の運営審議委員会の中では、もうこの話が出ていて、「廃止の方向で検討している」となっているのだけれども。だから、齟齬になってしまうわけだ。そちらのほうも公開されているはずですよ。

なので、市の内部で、やはりよく話を詰めていただいて、正しい表現のほうがいいではないかと思うのですけれど。もちろん、これも公開されるしね。ということだから、間違ったことは言っていないと思うのだけれど。

もう1回言うと、市役所内部では、「廃止の方向で検討しています」と書くのが正しい書き方なので。時間を取ってしまって申し訳ないですが。

ほかの委員の皆さんがこのやり取りを聞いて、どう思うかというところだと思いますけどね。

○事務局

ちょっと、ここでは。

○委員長

そうですね。基本的に、この介護保険事業計画はよくできていると思うのです。

ただ、断定したほうがいいところと、断定しないで、何というかな、考える余地が含まれるとしたほうがいいのではないかという意見なのですよ。

だから、わざわざこのところの、特に当院が関係している、JA新潟厚生連が関係している部分でいうと、我々自身、どうしてもこの部分

はいらないのではないかと、こういうふうにパブリックコメントを出させていただいたし、市のほうはそれで困るということであれば、断定的ではなく、中庸案として新たな整備を行わない「予定です」という、ただ「予定です」と入れるだけなので、その文言を入れておけば、予定だから、万が一のことを考えたら、大丈夫ですねとすることができるということ。

先ほどの「1 回以上する」というと、前向きではないですか、「1 回以上行う」というのは。だから、そのほうが市民の目線に寄り添っているという、そういう考えなのだね。

○事務局

文言として予定ですと直すというお話ですけど、これを例えば予定としたとしても、この現計画では、新たに整備ができないという状況になっているので。

○委員長

いや、「予定」だから、そんなことはないでしょう。

○事務局

いいえ。こちらの整備計画というところに数値が入っているものを私共の計画として上げると、それを県の計画にも同じような形で上げると。その数の内輪であれば整備ができるというものなのですね。ここにも書かせていただいたのですけど。

ですので、もし、ここの文言を予定ですとした場合、途中で市長が代わって方針が変わったと、整備するよと言った場合でも、この計画上では整備することはできないのですね。

○委員長

だから、予定にしておくのだよ。それで、例えば、老朽化の五頭の里が1 年後に壊れてしまったら、どうするの。

だから、よその施設に行くことになるかもしれないし、その間に新たな施設は造れないと思いますけれども。でも、どういうことが起こるか分からないからね。

○事務局

新しい施設を造る部分は整備として、ここに載せなければいけないですけれども、何かがあって壊れましたとか、廃止しますというのは、ここに載せる必要がないので。

それは、例えば第9 期期間中に廃止しますという方向になれば、それは計画とは関係なく、廃止することは可能なのです。

新たな整備を行うとなると、この計画に記載されなければ、新たな整備はできないので。

○委員長

分かりました。皆さんも帰る時間があると思いますので、平行線をたどってはいけませんから。

このパブリックコメントだと、市の方針について賛成するか、反対するというか、こういう異議が少しありますとする委員もいる、私はそういう委員なので。そういう方もいらっしゃるのかと思いますし、よく分からないという方もいらっしゃるかもしれないので、一応、次に進まないという時間がないので。

いかがですか、皆さん。この出席者、たった5 名しかいないですけれども、一応、議事録に残すために、この市の案につきまして3 択で結果を示したいと思うのですけども、賛成、異議があるということで、その異議については、どういうことに対して異議がある。そして、よく分か

らないというのも、今のところ、賛成・反対というのに態度を示さないという3択があつていいと思うので、白票ということでもいいと思いますけれども。

そのこのところ、手挙げていただきたいと思うのですけども。このままでいいですよという人は、ちょっと手挙げてください。

いないですね（0名）。

異議があるという人。はい（1名）。

その他の方（4名）は、白票ということによろしいですか、白票ということ。

OE委員

今、ちょっといいですか。

委員長がおっしゃっていることを聞いていて、すごく分かるのです。何だか、はしご外されたみたいな書き方をされているし、事務局が言うことも分からないでもないのですけれど。

今、事務局がおっしゃったことを市の考え方として、補足して書いて、公開すればいいのではないですか。まとめ過ぎなのではないですか。

今、やり取りがあつて、質問される、答えていただくということが、全部抜けているじゃないですか。右往左往あつてとか、今、入所されている方がとか、ここに載せなければいけないとか、長ったらしくなつても、書くべきなのではないのですかと思いました。

老健は在宅ですよ。先ほどもおっしゃったように。私達は訪問介護なので、正直、老健は何というか、本当に利用者さんの声ですよ、とにかくお金が高いというのがあるのですよ。お金が高くて、戻ってくるための老健なのだけど、現実、一人暮らしであつたり、戻ってきてもできなくて、そこに入って入所待ちみたいなのも実際はある。

けれども、遠方において、どこでもいいから、一人暮らしが心配なのでといってお願いしている家族にとっては、建物はすごく大事で、このたびの元旦の地震のときもそうでしたけど、やっぱり1人であるというのが不安な方もいらっしゃるわけで。

もう30何年も経つてというところを見て、市の考え方を聞くと、委員長がおっしゃっていたように、直す気がないなら廃止の方向でと、そういうふうに思う気持ちもあるし。

何か今のやり取りをだらだらと書いて、きちんと公開することで、入所している人も、何かあつたときでも緊急時は大丈夫なのだな、もう廃止の方向で市は決まっているから終の棲家を探さなければいけないのだとか、何か市のこの意見に関しては、こうしてもらいたいと、こうすべきだと言っているのに、市の考え方がモヤつとし過ぎていて、私は今のおっしゃった言葉の方が、しっかりした考え方だなと感じたのですけど。

何か答え、変でしょうか。何かすごくモヤつとした回答の仕方。結局、現時点で結論が出てない状況ですという、市の考え方がここに出ているのに、修正は行いませんというのだけ、バツつとされているから、厚生連のほうも何かモヤつとするのではないかなって。

これに異議があるとか賛成とかよく分からないと言われても、分から

ないのだけど。何だかモヤッと包まれたような感じで、結論は出てないのと思うのだけど、この答え方も何かはしご外しのような印象を私は読んで受けたのですけど。今、事務局が言っていた言葉のほうが、なるほどと思いましたけれど。

○事務局

実際、需要と供給を見込むあたりで、これから利用したいという人が、高齢者の数、要介護認定を受ける数のほうも増えていきますし、そういった中で需要を見込むときに、果たして五頭の里の50床がなくなったときに、どうなるのだろうというところが、なかなか上手く表現することが難しく、この将来的な推計というところで表現するのがなかなか難しく。そこは、どうしても、はっきりと廃止しますと明言できないというところが1つ。

○E委員

使っている方がいますからね。

○事務局

そうですね、今、使っている方がいる。ただ、入っている人たちの8割は、特養待機者なのですよ、実態としては。

ただし、そこに入っていることで、特養に入れ不了のです。というのは、住んでいる場所があるから。特養の入所待ちの順番としては、遅れ遅れになって、順番が回ってこないですよ。そういう悪循環もあつたりするので。

ただ、阿賀野市の場合は、施設整備率が県内でもトップクラスで高いので、例えば五頭の里が50床なくなった場合でも、特養の入所待機として待ちながら特養に入るということで、入所の対応はできると思うのです。

どうですか、副委員長、なかなか待機者も段々少なくなっているというような。

○副委員長

内容的に今、聞いていてそうなのですが、一番はまず、委員長の言う考えというのは、経営的な考えというところも、いろんな考えがあつて、いろんな方向を見ないといけないというところにあると思うのですけど。

その中で、市とどうしても一緒にやっていく必要があると思います。その中で意見が合っていないような状況の中で、相手方はもうしない。いや、そうじゃない、こう考えているだろうというような状況であれば、こういう中身もある程度曖昧ではないといけないのではないかなと、自分はそう思います。現状のその考えが一致していない状況の中で、片方だけのというのは、ちょっと違うかなと。

もし、それが必要であるのであれば、今言ったように。補足ではないのですけど、市としては、こういう考えであるというのは、やはり明記したほうがいいのかと。

もう、この期間も何もできないというか、もう考えることもできない状況では、自分としてもそうですけれど、経営するという考えからすると、やはり先をどうしたらいいのだろうというのが分からなくなってしまうというのがあると思うので。実際のところは、やはり両方、どちらにも行けるような形に持っていくのが一番無難なのかなと自分は思うのですが。

○事務局 繰り返しになって申し訳ないのですがけれども、やはりここの整備計画のところに具体的な数が上がってないと、その数以外で整備というのは、今の記載の内容ではできないのですね。行わない予定であると上に書いたとしても、ここには総量規制というのがありまして、特養とか介護医療院とか、みんなそうなのですけど、ここの数値を書いている内輪であれば整備できます。

例えば、新潟市に介護医療院ができますという、新潟圏域ということで、新潟市、五泉市、阿賀町、阿賀野市、うちの計画で内輪の数字になっていますので、これを建てることはどうですかという確認が来て、それについて同意するという形になって初めて整備ができるという形になるのですね。

ですので、言葉を予定ですとして、その数字を上げないということだと、結果的に同じになるのです。

先ほど事務局がお話しましたがけれども、もし、どうしても急にやらなければいけない、市としても整備が必要だということであれば、それについてはちょっと協議が難しいのですが、阿賀野市の介護保険事業計画を変えて、県の計画も数字を変えなければいけないのですね。その辺の作業を行えば、今の計画期間中でも全くできないかという、できないわけではないのですが。そういった作業が出てくるので、非常に煩雑ではあるのですが、100%できないかという、そうではないというのが正直なところです。

○事務局 ですから、例えば行わない予定ですと書いても、新たな整備を行いませんと書いても、全く削除したとしても、この第9期整備計画のところは空欄という状況では整備はしないということになります。

○事務局 市町村の数字を吸い上げて、県が計画を作るので。

○委員長 令和2年にあがの市民病院に介護医療院をつくったけど、突然ね。記載はなかったと思いますよ、おそらく介護保険事業計画の中に。

○事務局 これについては、制度上で変えなければいけないという。

○委員長 今、市のほうが言っていることは当てはまらないのだよ。書いていないからできないのではなく。

では、令和2年につくったのは、どういうふうに説明されますか。

○事務局 長期療養型医療施設から介護医療院に転換する部分については、今回、新潟市であったのですが、それについては総量規制の対象外になっているのですね。それでできたのだと認識してございます。

ですから、今までの長期療養型医療施設、今年度末でなくなるということで、そこで移行するものについては総量規制の対象外という形になっておりますので、それでできたのだと思います。

○委員長 対象外ですね。

○事務局 はい。そこも制度上で国がこうしなさい、期間の中でやれという指示があって移行していったものです。

○事務局 新潟市でも同様の事例がございましたので、計画に載っていないのだけれども、介護医療院を開設したという事例は、委員長おっしゃったようにございます。

○委員長 いずれにしても、ここの文言については、どうですか。今、私も発言させていただいたし、ほかの委員の方も、もう少し市の考え方というところの文言を変更したほうがいいのではないかという意見の方もいらっしゃったわけですが。

そちらについては、変更するおつもりはありますか。

○事務局 今、E委員から、そのやり取りの辺りを公開してというご意見だったわけですが。

○E委員 全部ではないのですよ、全部ではないのですが、今のやり取りのほうで、何かスパッと切られたみたいな印象を受ける言葉よりは、ずっといいのではないかなと私は思ったのです。

書面化すると、受け取る側がこの意見は不採用みたいな、はねられたみたいな印象を文章的に受けることもあるから、説明された今の会話を文章化したほうがいいのではないかなと思ったのです。

○委員長 やり取りの中で、それを聞いていた委員の何人かの方は、断定的ではなく、ある程度余裕を持った表現にしたほうがよいという意見、副委員長もそう言ってくださっているので、そういう文言に変えるのは、どうなのかなと思いますけれどもね、

この部分、そんなに断定した言い方に固執するのではなく、市の考えとして、それを行わない「予定です」としても、下のほうに書いていないということであれば、基本的に造らない「予定です」ということであれば、それはそれでいいのではないかなと思いますけれども。ここのところは整備を行わない「予定です」と、「予定です」を入れるだけでいいのではないかな。

あと、ここの文言のところは、市役所内部では「廃止の方向で検討しています」が事実だから、そういうふうにしたほうがいいのではないですか。これは事実だからね、「検討している」わけだから。廃止の方向で「検討している」だけなので、廃止しますではないから、方向としては「検討している」だけなので。

○事務局 施設整備は第9期の3年間には行いませんというのは、ここはもうはっきりしていることなのですが、五頭の里をすぐ、明日明日廃止するかどうかというのは、まだ。

○委員長 10年後に廃止するのでも検討しているだから。

○事務局 これは第9期の期間です。

○日経マシナリー

3か年の見通しで、今の段階でいうと、決められないみたいなイメージだと思うのです。

ただ、委員長が言う新たな整備を行わない予定ですというのは、私なんかは、本当は予定でもいいのではないかなと思うのです。なぜかというと、9期の計画に数字が上がらないと、基本的にはもう予定しないのと同じなのですね。国に提出することになっているのと。

皆さんに影響するのは1つ。計画をすることがあるとすれば、ここに数字を載せて、保険料を計算しなきゃいけないのです。なので、その考えは、この3か年の期間に市として考えてないということで、言い切り

型になっているのですね。ですから、イメージとしてはそう捉えていただいたらいいのではないかなと、本当は思うのですけれど。

ここの数字が上がってないので、全部ハイフンになっていますよね、計画のところでは。そうすると、基本的にはもう数字上、上がっていないということは、見込みで県・国にも上げていないので、そうすると保険料に影響しない。

ここで、例えば予定していない、でも、数字上はゼロなので、変わらないことにはなりますけど、そういう意味で捉えていただくといいのかなと。

本当であれば、計画期間内であっても見直しをしますという言葉が、私は計画の期間のところに入れたらどうだというご提案させてもらったのですけど。こちらのほうで、やる予定がないのでズバリという話で、それはそうなのかなというふうな話でしたのです。

ただ、課長が冒頭で言いましたけど、実情があれば見直しはもちろんできることになっているので、それは県との協議が必要になるのですけど。

ただ、市民の方が文章的に見て、感情的になるかならないか、ちょっと難しいところはあるかと思うのですけど。

イメージとしては、ここに行わないと書いたとしても、数字上ないので、基本的にはこの3か年の計画がないという判断ということなのですよ、市としては。

そんなイメージで、拒んでいる感じではないと思うのですけれども。

○委員長

それで、どうしたいですか？次また開く。ここのところを直すつもりがあるかどうかということなのだけ。ここの文言を見直すつもりがあるかということなのだけ。

○事務局

新たな整備を行いませんについてですか。

○委員長

そのところを「予定です」とするということ、パブリックコメントの市の考え方の部分の文章を、最初にお話しましたよね、「廃止の方向」というのと、あと具体的な数字が書かれていないので、具体的な数値を書いてもらいたいという。

○事務局

まだ議会にも廃止の方向というのは、市の幹部の方の頭にはあるのかもしれませんが、議会に説明しているわけではないので、それを唐突に、公の文書で廃止する方向で検討すると書くのは、今時点では申し訳ないのですけど、非常に厳しいのかなと思っております。検討していることは、間違いないのですが。

○委員長

需要の見込みは、書き換えるつもりありますか。もっと具体的な数値で書き換えるつもりある。

○事務局

需要の見込みは書けます。

○委員長

もし、ここのところを変えるということであれば、また別の機会を設けて、書面審査をするか、このような会合をするか、決めなければいけないですよ。

だから、市が文言を変えていただければ、別の機会に会議を開くということになりますし、いや、「あなた方が何言っても、私たちは変え

ません」ということであれば、さっき言ったように議決を取るということになるのだけど。

ちゃんと反対ということについては、明記しておいていただいね、ただ、委員長は異議ありで、その異議ありがここのことすということすで、ちゃんと記録に残しておいてもらうことが大切なので。

それで、先ほど時間のこともあったので、皆さんに誰が、何委員が賛成して、何委員はこの議論を聞いて白票にしましたということすで、だけど賛成という人が先ほどなかった（0 名）ので、どっちにしても難しいかな。異議なしにはできないよね。

意見を聞いて、今の時点ではどうなるか分からないけれどね。5 人参加している中で、これに賛成という人が誰もいなかったら、次、必ず開かなければいけないということになりますね。

○事務局
○委員長
今の状況だと賛成で手を上げることは勇気がいることではないですか。
いや、これは、委員の皆さんが参加した人の中の意見を聞かないと。

もし、そういうふうに市が思うということすは、やはりそれだけここには不備があると思われているからだよね。

○事務局
○委員長
思っていないですけども。一生懸命作りました。
皆さんの意見を聞いて、賛成という人がいたら賛成何名、反対何名で、その賛成した委員の名前を書いて、反対の委員の名前を書いて、分からないという人がいたら、分からない委員の名前を書いてということになるのではないかな。

○事務局
○委員長
多数決をとるのは厳しくないですか。
いや。そうしないと委員の皆さんが納得したということにはならないよね。ほかにどういう方法があります、逆に言うと。

○事務局
落としどころが何かあれなのですけども。発言されていない方もいらっしやるので、どうでしょうか。

○委員長
○G 委員
どうぞ。
私はまず、高齢者の関わりの民生委員をやっていますけども、こういう介護保険は全然分からない部門なので、分かるところの意見は言えますけども、正直話で。今の場合、賛成・反対のうち、もう 1 つの白票の方の関係かなと思っています。分からないのに変なこと言ってしまうかもしれないし、分かることにはこうだとかああだとか、先ほどの安否確認とかは言えますけども。

○委員長
○F 委員
F 委員、いかがですか。
私も申し訳ないのですが、白票というところにはなと思います。
この計画案に関しての文言に関しては、やはり新たな整備を行いませんというふうに断言しているという形で、どうしても受け止めてしまうので。その根拠はと言ったときに、中のパブリックコメントの市の考えの欄を確認させていただいたり、この委員会での中の議事録が公開された時点で、これまでの経緯が初めて分かるものなので、それこそ委員長が言われたとおり、前回の議事録がまず上がっていないというところから、もう順序が逆になっていると思うので、そこの流れの中を踏まえて、しっかり見た人たちが納得できるような市の考え方のところの解説が必

要になってくると思います。

新たな整備を行いませんというところを見た中で、この市の考え方のところを読むと、どうしても感じるところは五頭の里は廃止なのだと受け止めてしまうところになるので、少しでも曖昧な部分があるのであれば、そういったところをこの考え方の中でしっかり出していくべきなのかなと思います。

やはり言葉選びが大変なところになるかとは思いますが、その辺、双方が納得するような形で示していただければ一番ありがたいのかなと思います。

○事務局 まず、今のご意見、皆様からお伺いした中では、今、多数決を取っても、白票ではないですけど、どっちというところがはっきりとしない状況であります。

皆様のご意見をいただいた中で、この「新たな整備を行いません」という文言については、このまま載せていくのか、あるいはそこを予定ですという言葉に変えていくのかというところは、またもう一度こちらのほうで議論させていただき、書面にて報告させていただきます。

○委員長 本来は、こういう感じで、対面で話し合うことで、ある程度意見が出るので。市の回答案によるね、正直なところ。

○事務局 これから14日の日、来週の水曜日になるのですが、市議会の全員協議会を開いて、計画の説明、あるいは後ほど説明させていただき介護保険料の説明をさせていただき、前回、3年前のものと、2月の半ばに県の意見照会というのがございまして、私共の計画案を県のほうに提出し、県のほうで必須とされる内容が計画に記載されているかどうか、その辺の確認をしてもらって、県のほうから意見あれば修正が必要になりますし、県のほうで意見がなければ意見なしということで、案が取れるという形で進んでいきます。

大体3月の頭ぐらいには、県のほうから回答が来るのではないかと思っております。

○事務局 この後、保険料の話にも入っていきますけども、かなり保険料も上がっています。そういったことも考えると、本当に施設整備というのが厳しい状況だということをご理解いただければと思います。

○委員長 分かりました。大分時間取ってしまっただけで申し訳なかったのですけれども。

そうしましたら、市のほうからまた出していただいて、皆さんで見ていただいて、また意見があれば、していただくというふうにさせていただきたいと思います。

皆さん、大丈夫ですか、時間は。

これから2番、3番ということで、最終案について、第9期介護保険料の試算結果についてですけども。

最終案については、今後また示すことになるのかな、そうすると。

○事務局 この計画ですか。

○委員長 この2番のところについては。

○事務局 文言を変えれば、また皆さんにお示ししなければいけないので。

○委員長 そうですね。はい。

(2) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（最終案）について

○委員長 そうしたら、2番のところは、今日、何か説明することがありますか。

○事務局 2番の部分につきましては、用意はしていたのですけれども、こちらの修正一覧がございます。

 こちらの中に、どのような形で修正しているのか、単純な文言修正から段落番号の修正、あるいは文言を少し変えているところもあります。注釈を付けているところがありますので、それを確認いただきまして、何か疑義があればお話いただければと思います。

 それについては、もしよろしければこちらを見ていただいた上で、修正したものは先般お配りした計画案の中に赤字見え消しで修正しておりますので、何かご意見あれば、いただければと考えてございます。

○委員長 配っていただいた計画案の中身と同じで考えていいのですね。

○事務局 この中ほどにあるのがパブリックコメント時の内容で、今回お配りしたのが一番右のところ、記載内容を変えたところをここに挙げております。これをこのように変えたということで、ご承知おきいただきたいということで、この冊子の付属するものとして、今回提出させていただいております。

○委員長 みんな重要なんでしょうけど、大丈夫ですね。文言的に、特に問題なければ、これをご承認いただければというふうに考えております。

(3) 第9期介護保険料の試算結果について

○委員長 それでは、3番の介護保険料の試算結果について、お願いします。

○事務局 試算結果のほう、ご説明申し上げます。

 こちらの修正を今回行った計画案の111ページをご覧くださいと思います。

 まず、青字で書いてございますけれども、サービス見込量につきましては、111ページから115ページまで記載をしております。

 サービス見込量の推計につきましては、12月に国から示された介護報酬の改定等、直近の利用実績の取り組みによりまして、前回試算中としておりましたけれども、第9期期間中の人数と給付費を青字で掲載しております。

 飛び飛びですみません。116ページ・117ページをご覧ください。

 116ページが標準給付費の見込み、その下が地域支援事業費の見込み、その隣の117ページが介護保険事業費の見込みについて記載しております。12月の策定委員会の資料では、表全体を試算中と示しておりましたが、介護報酬改定後の数値を青字で記載しております。

 次に118ページをご覧ください。

 こちらと同じく試算中と表記しておりましたけれども、第9期介護保険料との関連数字、こちらについてお示ししております。一番下のイのところの赤字、一番下の本市においてというところを下2行消してございますけれども、こちらは国の指針を書くところでございましたので、

それを削除させていただき、120 ページにその部分を付け加えて記載をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、計画 119 ページをご覧くださいと思います。

介護報酬の改定率 1.59%の上昇分と、直近の利用実績、サービス見込量の見直し等を反映させた結果、この資料にはお示しをしてございませんが、介護保険料の基準額が 7,205 円となったところでございます。この数値につきましては、第 8 期介護保険料と比較しまして、719 円のアップという試算になりました。

こちらの上昇要因といたしましては、国から交付される調整交付金の減額、これが一番大きい要因でございまして 356 円、介護給付費準備基金、要は貯金の取り崩しを行っていない段階の金額になりますので、その行っていない分として 213 円、介護報酬のプラス改定分として 79 円、第 1 号被保険者の減少分として 42 円、要介護認定者の自然増分として 29 円、これが上昇要因となっております。

119 ページの表の下から 5 行目に介護給付費準備基金の残高というのがございます。こちらは基金、貯金でございしますが、介護保険料の上昇を抑え、極力負担を軽減するためのものでございます。この準備基金の令和 5 年度末の残高、こちらに記載してございますけれども、3 億 2,415 万 9,396 円のうち、今回、1 億 4,258 万 4,000 円取り崩すとして、仮定して試算を行いました。

その試算した結果でございしますが、下にございます 6,921 円、第 8 期のものが左に書いてある 6,486 円でございしますので、保険料基準月額、これを比べると 435 円高い金額が算出されたところでございます。

市としましては、この試算額を第 9 期保険料の基準月額にしたいと考えてございます。

次のページをめくっていただきまして、120 ページをご覧くださいと思います。

介護保険料の所得段階でございます。この段階につきましては、低所得者への負担軽減となるよう、第 6 期計画から国が 9 段階とする標準段階、国は 9 段階という標準段階を市町村に示しているのですが、今までは 9 段階に 2 段階加えて 11 段階として、私共の市では設定してございました。

今回の第 9 期計画におきましては、この国の標準段階、こちらのほうが 13 段階ということが示されております。私共の市としては、第 8 期計画と同じで、国の 7 段階・8 段階を 2 つに分けるような形をとり、国の 13 段階に、その分けた 2 段階を加えて 15 段階とし、所得段階に応じたきめ細かな設定としてございます。こちらの下表にございましており 15 段階までありまして、保険料の基準額に調整率を掛けたものが、一番右の各段階の保険料となっております。

また、こちらの 1 段階から 3 段階までの調整率、保険料月額・年額、こちらにつきましては、120 ページの本文、下から 2 行分ですが、こちらにお示したとおり公費負担による負担軽減額の割合、額を表記し、実際に納めていただく金額、公費で負担されて、この 1 段階から 3 段階

のほうは、なお安くなっているのですけれども、その実際に納める率・割合をこちらに掲載してございます。

以上、議題(3)につきまして、説明のほう、終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうから何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

新潟県内 30 市町村の中だと、どのぐらいの位置に阿賀野市はあるか分かりますか。

○事務局 今回の段階では、言えない状況でございます。

○委員長 これまでが 6,486 円だったんですよね。第 8 期のときは何位ぐらい。

○事務局 7 位です。

○委員長 7 位ですか、なるほど。

でも、阿賀野市は、新潟県の 30 市町村の中で最も介護施設が保険者千人当たり充実しているわけですよね、一番なのかな。一般的に医療や介護については、施設が充実しているほど費用が高くなるからね。そういう中で 7 番だから、いいですね。

○事務局 高サービスのため、介護保険料が高いとご理解いただければと思うのですけれども。

ただ、今回の上昇要因というところが、調整交付金が減額になったというところが大きなネックになっておりまして、65 歳以上の年齢構成区分が第 8 期のときに比べると、3 年間でこんなに変わるのかというぐらい、高齢者の 85 歳以上の割合が第 8 期に比べて少なくなっているというところで、国から高齢者ほど重み付けとってお金がいっぱい付くのですけれども、その分が減ってしまったというところが大きな部分があります。356 円分の調整交付金が来なくなってしまうので、その分どうしても保険料に転嫁しなければいけない状況になってしまいました。

○委員長 国からの交付基準というのは、ずっと変わってないのですか。ただ、阿賀野市の人口構成の違いによって、こうなってきたという理解でよろしいですか。

○事務局 9 期からは交付基準も少し変更なりまして、要介護認定率に対する重み付けもあったのですけれども、それはなくなったのです。

要は、認定を受けていてもサービスを使っていない人が結構いらっしゃるということで、その部分はなくなって、給付費による重み付けと年齢による重み付けだけが残ったという形です。

ただ、全国的に要介護認定率は下がっているもので、多分、阿賀野市もそうなのだと思います。要介護認定率は比較的低いほうですので、その重み付けがあったとしても、あまり変わってはいなかったかなと思います。

○委員長 国からの交付基準がより厳しくなっていると理解できますね。

○日経マシナリー

国はもう出たくないというのが、まずあります。

○委員長 そうですね、社会保障は重要な分野なのですが、病院に対する地方交付税の交付基準も厳しくなっている。病院運営に対する交付基準が下が

っており、介護系の基準も厳しくなっているということですね。

これは、市長会などを通して、それを県に上げて国にしっかり伝えていかないと良くないですね。国の財政も厳しいですけども、やはり高齢者の方が安心して過ごせる社会が大切だと思うのですが、いかがですか。

○事務局

と思います。今、私達、まだ第2号被保険者なので、年金から引かれるということを経験していないので、あんまり実感が湧かないのですけれども、その年金で生計を立てている方からすれば、この分が引かれた状態で年金が入ってくるわけですね。

だから、そうするとかなり経済的に圧迫していくというところが大きいのかなというのは、すごく思うのですが。

ただ、これだけ負担していただかないと、阿賀野市の介護保険財政が破綻してしまうということもご理解いただく必要があって、そこがなかなか難しい部分ではあります。

○委員長

委員の皆さん、何かこちらのほうでお聞きしたいことがありますか。
よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。

それでは、1番のほうが長くなってしまうして、また市の方に再提出していただくということで、こちらの方で終わらせていただきたいと思います。

この計画について、一部改訂していただくということなので、皆さんに見ていただくことにしたいと思います。

4) その他

○委員長

それでは、その他ということで、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

○事務局

はい。今後のスケジュールについてであります。今後の計画策定までのスケジュールについて、ご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、市議会議員の皆様に対する説明といたしましては、2月14日、水曜日、来週になりますけれども、議員全員協議会で、この計画の内容と保険料の改正につきまして、ご説明させていただきます。

次に、先ほども事務局のほうから説明がありましたけれども、市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たっては、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて、市町村あらかじめ県の意見を聴取することになっております。そういったことから、第8期のときは、2月16日に県から通知があって、2月22日に計画書案を提出して、3月16日に県から意見なしとの回答がありました。今回も日程的にはそのような流れで作業が進んでいくものと見込んでおります。

次に、介護保険料の改正を柱とする阿賀野市介護保険条例の一部改正につきましては、3月市議会定例会に上程し、審議の上で議決をいただきたいと考えております。

以上、このような手続きを踏んだ上で計画書を完成させて、印刷・納

品の上、委員の皆様をはじめ、関係者に配布させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。2月14日ですので、多分我々のところに回ってくるのは、その後からなりますかね。市長決裁も取らなきゃいけないので。

○事務局 そうですね。

○委員長 そうすると、この計画は、よくできていると思いますけれども、議員の皆さんにはこの委員会の中で、「一部議論があるところ」について、説明していただく、説明いただければいいのではないかなと思いますので。大部分はよくできている内容でございますので。

それで議論になったところだけ再度提出いただける。よろしいでしょうかね。

○委員長 それでは、事務局にお返しさせていただきます。

○OG委員 1ついいですか。1月1日の地震のときなのですが、市役所の方から民生委員の会長宛てに電話で高齢者の安否確認を行ってくださいという連絡は来たのですが、それは必ず全部連絡網を通してやったのですけど。

そのときに民生委員さんだけでなく、自治会長さんにも安否確認を一緒に回ってくれるような指示があれば、よかったかなと思うのですけど。

暗くなる時間帯なので、私の担当の方は全部回りましたけれども、暗くなったからその後電話で確認しましたというところもあったので、その方が。

○事務局 今回もその安否確認の作業をするときに、要援護者の名簿に基づいて、私共も同意していない人のところに電話連絡しました。民生委員さんのほうへは社会福祉課から連絡網を使ってお願いしました。

自治会長さんには、自分の地域の方々、同意していただいている方の名簿が同じく渡っているので、そういった方々からも安否確認していただけるとより迅速に対応できたのかなというところが、ちょっと反省点として残っています。

ただ、最近、コロナになってから自治会長会議がなくなっているのですよね。なので、お願いしたいことだけを書面で渡しているような状況があつて、1年交代で自治会長さんが変わっているようなところは、なかなかその書面だけ見ても理解できない部分もあったりして難しいのかなというところもあり、そこは1つ課題として残ったところでもあります。私どものほうでも、今度どういうふうに効率的に安否確認ができるかというところを内部でも協議して、またマニュアルのほうを整備する形で今動いておりますので。

○OG委員 また、2月、3月に自治会長さん、皆さん変わりますので、またそのときに定例会の中でも、新しく自治会長さんが変わったところは、みんな名簿をもらいますので、そういうところに話に行って、災害時のこととか、もし今回の地震のときの感じで、安否確認の話をしてくださいと言いますけれども、1月の定例会の中でもそんな話をしまして、連絡網の

再確認とか、それで、たまに市役所のほうから一斉に安否確認の練習の感じで電話をしてもらおうというのはしましたので。

大分ベテランの方はいいのですが、その前の年になられた方やコロナの最中になられた方というのは、まだ安否確認の連絡網というのは初めてだったので、そのやり方も分からなかったということがあったので、今後そういうことのないようにそれを徹底して、少しでも安否確認で異常なかったですよという感じになれば、皆さんが市役所のほうに連絡すれば、市役所の方が安心するので。

なかなかその連絡網でもほかの地区で連絡が来ないので、結局、市役所のほうから民生委員さんに連絡して、確認を取ったというのもありましたので。

そこも、課を全部巻き込んで緊急の場合は、そういうものがあればいいかなと思います。

5) 閉会

○事務局

ありがとうございます。よろしいですか。

これで今年度の皆さんで顔を合わせるのは最後の形となりますけれども、誠にありがとうございました。いろいろと委員長からのご指摘がありました。

これで解散とさせていただきます。

9 問い合わせ先

高齢福祉課介護保険係 TEL : 0250-62-2510 (内線 2120)

E-mail : kaigo@city.agano.niigata.jp